

熊本市立小・中学校の
運動部活動について

《 指 針 》

平成29年3月

熊本市教育委員会

目 次

はじめに

指 針

熊本市立小・中学校「運動部活動の指針」

小・中学校における部活動について	1
1 指導方針の確立	1
2 部の設置と位置づけ	2
3 指導者	3
4 指導	3
5 保護者	4
6 経費	4
7 活動及び試合について 《小学校》	4
8 練習及び試合について 《中学校》	6
9 中学校における学校教育活動以外の運動競技について	7

合同運動部について

1 合同運動部実施要項	8
2 合同運動部実施届	10
3 練習計画	11

参 考 資 料

1 運動部活動の位置づけについて 学習指導要領より（抜粋）	12
----------------------------------	----

はじめに

心身の成長の過程にある青少年期において、スポーツは、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

このようなことから、熊本市においては学校教育活動の一環として全ての小・中学校での学校の実情に応じた運動部活動が行われてきました。

しかしながら、学校教育活動の一環としての活動に加え社会体育の活動も行うという二面性を有していることから、練習の長時間化や休日の活動回数の増加につながり、過熱化する傾向や教員としての業務や学校運営への影響等、様々な課題が指摘されてきました。

国においては、平成 25 年 5 月に有識者による運動部活動の在り方に関する調査報告書がまとめられ、これをもとに今後の運動部活動での指導を行うに際して考慮すべき基本的な事項、留意点などをまとめた「運動部活動での指導のガイドライン」が作成されました。

これを受け、熊本県では、平成 27 年 3 月に「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」が策定され、小学校の運動部活動の社会体育移行に関する方向性が示されました。

本市では、平成 26 年 7 月に学校関係者による検討部会を設置し、保護者、教職員対象のアンケート結果や、関係団体から聴取した意見等を踏まえながら、小学校運動部活動の在り方について検討を行い、平成 28 年 9 月、小学校の運動部活動について児童にとって適切なスポーツ環境を確保するための見直しを行うための取組方針を決定し、これをもとに市立小学校の「運動部活動の指針」の改定を行うものです。

今回の改定の大きなポイントは、各小学校に「(仮称) 運動部活動検討委員会」を設置し、小学校における運動部活動のあり方を検討いただく点にあります。これは、運動部活動の活動状況が各校で異なり、保護者の考え方や地域の実情も多種多様であることから、各校の実情に応じて取組を進めることが重要であるためです。

各小学校におかれましては、この趣旨を踏まえ、関係者の共通理解のもと取組を進めていただきますようお願いいたします。

教育委員会としましては、この指針をもとに、子どもの発達段階に応じた適切で効果的な運動部活動を推進するとともに、先行事例の紹介や課題解決に向けた相談・助言など社会体育移行に向けた取組を支援してまいります。

《 指 針 》

熊本市立小・中学校「運動部活動の指針」

小・中学校における運動部活動について

運動部活動は、学校教育活動の一環として、児童生徒にとって、スポーツの楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図るとともに、規範意識を高め、社会性や自主性を養うなど、きわめて有意義な役割を担っている。これから、より激しい変化が予想される社会に対応できる人間性を培うためには、運動部活動の果たす役割がますます重要になることは明らかである。

しかし、一部では、教育活動としての本来の姿が見失われ、対外試合中心の、また勝つことのみを目指した技術中心の活動が行われたり、長時間の練習や休日がとれないことによる疲労の蓄積やスポーツ障害などの課題があったり、その意義が損なわれるという問題が生まれていることも否めない。

また、指導できる教員の不足や負担感にあわせ、児童生徒や保護者の運動部活動に対する様々な要望に対応できない等の課題もある。

そこで、各学校では、児童生徒にとって魅力ある運動部活動を推進し、課題解決に向けて本指針を規準としてとらえ、学校の指導方針を見直し、関係者の共通理解を図ることが必要である。

指導にあたっては、児童生徒の心身の発達の特性をとらえて行う。特に、身体的発達を科学的にとらえた適切な内容と方法を考慮する。また、児童生徒の立場に立って、その興味、関心、意欲を大切にしながら指導することが重要である。

1 指導方針の確立

部活動の指導にあたっては、学校教育の立場から、その運営が一部の教員や保護者、外部指導者の意思で行われることなく、部活動にかかわる全員の共通理解と協力により、学校としての指導方針に従って行う必要がある。

校長は、自校の部活動運営方針を直接、教員や児童生徒、保護者、外部指導者（教員外指導者）に対し説明する機会を設けることが重要である。

指導方針は、各学校の教育目標、実態や地域性に沿いながら、運動を好きにさせ、技能を伸長させるとともに、健全な身体的、精神的発達を図り、望ましい社会的態度を育成することをめざして行われるべきであり、次の事項に配慮する。

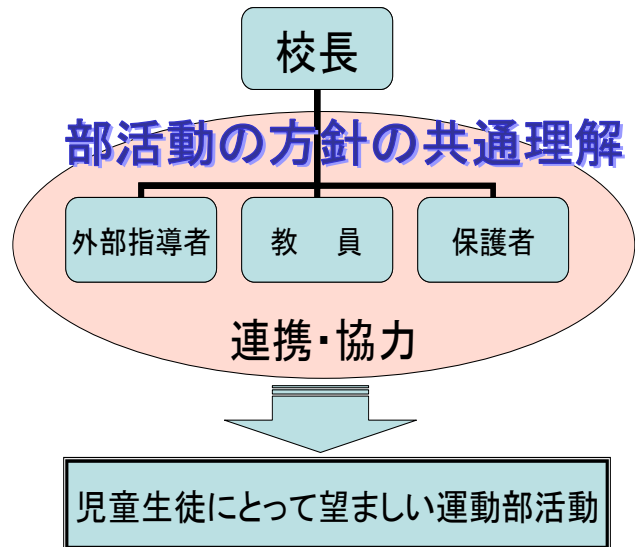
- (1) 児童生徒の自主性を尊重するとともに、指導者が適切な指導を行うようにする。
- (2) 一部の児童生徒に限ることなく、多くの児童生徒に活動の機会が与えられるようにする。
- (3) 技術のみに重点をおくことなく、指導者と部員または部員同士の人間関係を深め、明るい雰囲気づくりに努める。

2 部の設置と位置付け

部活動は、学校教育活動であり、学校の教育計画の中に明確に位置付ける必要がある。

また、部の運営にあたっては、次のようなことを考慮する。

- (1) 校長が中心となり、部活動にかかわる教員や児童生徒、保護者、外部指導者に部活動方針を共通理解させる。
 - (2) 校長を中心に、部活動担当者はもちろん、学級担任その他全職員が連携を密にし、相互の協力態勢を整える。
 - (3) 指導にかかわる教員の負担を軽減するために複数指導体制等の取組を行う。
 - (4) 特に、女子部活動の指導については、学校内だけでなく、外部人材の活用等により、女性を含めた複数指導体制が望ましい。
 - (5) 部活動を校務分掌に位置付け、主たる指導を行う者に負担が集中しないよう配慮する。
 - (6) 教員が指導に不安がある、指導が難しいといった場合には、学校外に指導者を求める。
 - (7) 特に、小学校においては、多くの種類の運動に親しみ運動の習慣化を図るために、「総合運動部」を原則設置し、そのねらいに鑑みて活動内容や実施形態等を工夫する。
 - (8) 部員数の減少により、一つの学校だけでは部の活動が困難で、活動の成果が十分期待できない等の問題がある場合は、近隣校等の連携・協力により「合同運動部」の設置ができる。(合同運動部実施要項)
その場合、次の点に注意する。
 - ① チーム力強化を目的としないこと。
 - ② 活動場所への移動、活動中の事故への対応が可能であること。
 - (9) 小学校においては、平成31年4月の施行に向け、校長、教頭、部活動主任、各部活動担当、体協、総合型地域スポーツ代表、保護者等をメンバーとした運動部活動検討委員会(仮称)を設置し、次のことを検討・協議する。
 - ① 既存の運動部活動を現行のまま継続するかもしくは社会体育へ移行するかについて
 - ② 学校運動部活動及び社会体育に移行した場合の運営や指導方針(活動場所、日数、時間等)について
- ※上記の検討にあたっては、子どもの運動の機会の保障を前提としつつ教員の負担軽減の観点にも配慮する。



3 指導者

各部の部長は、教員をもってあてる。(学校教育活動としての条件)
また、指導者は教員が望ましいが、教員以外に指導者を求める場合には、教育に対する理解と指導者としての資質を備えた人を校長が外部指導者として委嘱する。委嘱に際して、部活動への理解や学校の指導方針、活動日や時間、委嘱期間等の確認を行うようにする。さらに、学校は、委嘱した指導者に、教育委員会等主催の研修会を受講させるよう努める。

(1) 望ましい指導者の姿

- ①学校の部活動方針に沿って指導すること。
- ②児童生徒の発達段階や健康状態に応じて、無理のない計画を立て、指導すること。
- ③安全には十分配慮して指導すること。
- ④緊急時の対応に備えておくこと。
- ⑤勝利至上主義に陥ることなく、活動の機会を平等に与えるなど、教育的配慮のもと指導すること。
- ⑥日頃から保護者、学級担任との連携を図り、相互理解に努めること。
- ⑦体罰、セクハラ行為の禁止はもちろんのこと、指導中の言動に十分注意すること。

(2) 指導にあたっての禁止事項

- ①密室における1対1での個別指導
- ②マッサージ(指導者から児童生徒、児童生徒から指導者へのマッサージ)
- ③児童生徒への体罰や暴言
- ④不明瞭な金銭の管理と使用
- ⑤その他適正な運動部活動の推進を阻害する行為

4 指導

指導にあたっては、校長を中心に、部活動担当者はもちろん、学級担任その他全職員が連携を密にし、相互の協力態勢を整え、活動状況や活動の実態を十分掌握し、さらに保護者とも連携を保ちながら活動を進めるよう配慮することが大切である。

また、各指導者が児童生徒の技術的要求に応えながら部活動の運営を図るための方策として、次のようなことが考えられる。

(1) 合同練習会、指導者間交流の推進

積極的に近隣校との合同練習会を実施することは、専門的な指導を受ける機会となり、活動場所の確保にもつながる。

※ 活動に際しては、事前に校長に承認を得ておくこと。

(2) 部活動に関する研修会への積極的参加

5 保護者

学校において、各部の部長、指導者、保護者代表を交えた部活動に関する会議を定期的に設けるなどして、部活動に対する理解と協力を図る。また、情報を交換し、学びあい、部活動に関する諸問題の防止につなげる。

(1) 望ましい保護者の姿

- ① 学校の方針を理解し、協力する姿勢を持つ。
- ② 無理な活動を、児童生徒や指導者に強要しない。
- ③ 日頃から学校、指導者との連携を図り、相互理解に努める。

6 経費

部活動の経費については、各学校の予算の範囲内において、運営の工夫を努める必要がある。そのうえで、受益者負担の原則から、ある程度の活動負担はやむを得ぬものであるが、必要かつ最小限度の負担にとどめるようにする。

なお、各部の決算状況を学校や部活動振興会でまとめるなどして、学校が各部の予算、決算についてもかかわるようにする。

7 活動及び試合について《小学校》

小学校の部活動は、児童の発達段階から考え、運動の楽しさや喜びを味わわせ、心身の健やかな発育を促進させることが大切である。特に、活動については、児童がゆとりある自由な時間が確保できるよう工夫し、効率化を図るようにする。

なお、活動計画については、新指針に基づいて作成された各校の規約を遵守の上、大会や練習試合もあわせ、前月末までに部長が校長に提出し承認を得るようにする。

(1) 活動日

- ① 1週間の練習日は3日以内とし、休養日を4日以上設ける。
- ② 休日(土曜日、日曜日、祝日)は原則として休養日とする。特に、第1日曜日については、一切の活動をしない完全休養日とする。
休日に活動する必要がある場合は、児童の発達から見て無理のない範囲で活動する。大会等で休日のすべてを活動した場合、休養日を他の曜日に必ず確保する。
- ③ 長期休業日の活動は、その意義をふまえ、ある程度のまとまった休養日を設け、児童に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュできる機会をつくる。なお、ゴールデンウィーク(大型連休)等も、児童が家庭で余暇を楽しむことができるよう配慮する。

(2) 練習時間

- ① 平日の活動時間は1時間30分以内(準備及び後片付けを含む)とする。
- ② 休日は(土曜日・日曜日・祝日、長期休業日)、原則として休養日とする。
ただし、活動する必要がある場合は、活動時間は2時間程度(準備後片付けを含む)とする。

③ 特に、冬季においては日没が早いため、児童が安全に帰宅できるようにする。

(3) 練習試合

① 練習試合の範囲は市域内とする。

② 練習試合、大会参加は、児童の発達からみて無理のない範囲とし、合わせて月2回以内とする

表1 小学校運動部活動の活動日、活動時間、練習試合の範囲と回数

活動日	週3日以内
休養日	週4日以上 土曜、日曜、祝日は原則休養日とする。 特に第1日曜は一切活動しない
活動時間 (準備及び後片付けを含む)	(平日) 1時間30分以内 (休日※) 2時間程度
練習試合	(範囲) 市域内
	(回数) 大会と合わせて月2回以内

※土日祝日の活動時間は必要がある場合

(4) 大会への参加

小学校体育連盟の主催又は共催の大会ならびに市の主催事業のみに参加できることとする。

参加に際しては、事前に部長が、大会名、大会期日、会場、引率責任者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

(5) 部活動対象学年及び入部

入部は、4年生以上を原則とする。ただし、学校の実情によっては、3年生以下も入部させることができる。

また、活動に際しては下記の留意点に十分配慮する。

[留意点]

- ・児童の負担にならないよう体力や安全面に配慮する。
- ・用具や指導内容を工夫し、運動の楽しさを十分に味わうことができるようにする。

8 練習及び試合について《中学校》

中学校の部活動は、スポーツの持つ競技性に触れ、より高い技術や記録に挑戦したり、規律や連帯、責任感などを培ったりすることができる。それぞれの生徒の発達段階から考え、自主性や自発性を発揮させ、体力の向上や健康の増進に資するよう活動を工夫することが大切である。

なお、練習計画については、大会や練習試合もあわせ、前月末までに部長が校長に提出し承認を得るようにする。

(1) 練習日

- ① 原則として、1週間の練習日は5日以内とし、休養日を2日以上設ける。
- ② 休日（日曜日、祝日）は、原則として休養日とする。特に、第1日曜日については、一切の活動をしない完全休養日とする。
休日に活動する必要がある場合は、生徒の発達から見て無理のない範囲で活動する。大会等で休日のすべてを活動した場合、休養日を他の曜日に必ず確保する。
- ③ 長期休業日の練習は、その意義をふまえ、ある程度のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュできる機会をつくる。

(2) 練習時間

- ① 平日の練習時間は、原則として2時間以内とする。
- ② 休日の練習時間は、原則として3時間以内とする。
- ③ 特に、冬季においては日没が早いため、生徒が安全に帰宅できるようにする。

(3) 合宿練習

合宿練習については、特に必要な場合のみ、事前に部長が校長に届けて承認を得る。その際、生徒の心身の発達や健康状態、保護者の負担等を十分考慮する。期間は3泊4日を限度とする。特に、女子の部の場合は、保護者が付き添うようにする。

(4) 練習試合

- ① 練習試合の範囲は、原則として、県域内とする。
- ② 練習試合、大会参加は、生徒の発達からみて無理のない範囲とし、合わせて月3回以内とする。

表3 中学校の練習日、練習時間

練習日	原則として週5日以内
休養日	原則として週2日以上
日曜、祝日	原則休養日とする。第1日曜は一切練習しない
練習時間（平日）	原則として2時間以内
練習時間（休日）	原則として3時間以内

(5) 大会への参加

参加に際しては、事前に部長が、大会名、大会期日、会場、引率責任者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

部活動が学校教育活動の一環として行われる以上、その参加の決定には学校が主体性を持ち、生徒の日常生活に支障をきたさないよう、教育的な配慮のもとに選択

する。

学校教育活動としての運動競技は表4のとおりである。

表4 学校教育活動としての認められる大会の範囲（中学校）

大会	学校区分	学校体育団体	開催地域及び参加回数		
			熊本市域内	県大会	九州大会 全国大会
国、県、市、 中体連が 主催又は共 催	中学校	中学校体育連盟	主催1回程度 共催2回程度	主催1回程度 共催2回程度	各競技につい て1回程度 (参加資格を 得た学校)
その他	下記の①かつ②を満たした条件で行われるもの ①地域要件（試合〔大会〕の行われる場所）・・・・・・熊本県域内 ②試合（大会）の回数・・・・・・練習試合も含めて月3回以内				

9 中学校における学校教育活動以外の運動競技について（社会体育）

- (1) 大会参加については年度当初に計画を立て、練習試合を含め、生徒にとって負担過重にならないよう精選する。
- (2) 大会参加は、保護者の責任を負うものであり、スポーツ傷害保険等に加入のうえ参加する。
- (3) 国外において開催される大会等に児童生徒が参加する場合、校長は教育委員会に報告書を事前に提出する。

附則 昭和58年3月制定。

附則 平成元年12月改訂。

附則 平成5年1月改訂。

附則 平成15年2月改訂。

附則 平成21年4月改訂、施行。

(ただし、練習及び試合については、平成22年4月から施行)

附則 平成29年3月改訂、平成31年4月施行。

(ただし、2(9)の規定については、平成29年4月から施行する)

熊本市立小・中学校「合同運動部」実施要項

1 目的

熊本市立小・中学校における運動部活動の活性化を図るため、近隣校間で連携し、部活動を合同で維持していくための方法として「合同運動部」を実施する。このことにより、部員不足のため部が成立しなかったり、休部や廃部等に追い込まれたりするのを防ぐとともに、児童生徒のスポーツに対する多様な興味関心にこたえ、部活動に対する活動意欲を高めていくことを目的とする。

2 実施要件

- (1) 原則として、合同運動部の実施は、2校間であること。
- (2) 原則として、希望する学校に、それぞれ部が設置されていること。
- (3) 部員不足のために、正規のチームが組めないことや一校だけでは十分な活動ができない等の理由があること。(一方の学校がこの条件でも可)
- (4) 児童生徒、保護者、校長が、合同運動部の実施を希望していること。
- (5) 短時間(徒歩 30 分程度)で学校間の移動が可能な近隣校同士であること。ただし、安全に移動できるよう十分検討し配慮すること。
- (6) 競技力が高い者のみを集め、強力チームを編成することを目的とするものではないこと。
- (7) 最寄りの学校ではなく、校区をまたいだ合同運動部は認められない。

3 実施届

当該児童生徒及び運動部が上記の目的及び要件に該当し、合同運動部を希望する場合の手続きについては、以下のとおりとする。

- (1) 校長が、児童生徒及び運動部が合同運動部を希望する場合、その要件に該当するかどうか確認する。
- (2) 合同運動部を実施する双方の校長が調整し、合同運動部の承認をする。
- (3) 校長は、「合同運動部実施届」(様式 1)を教育委員会に提出する。

4 実施上の留意事項

(1) 教育計画への配慮

実施校の校長は、両校の教育計画に支障をきたさないよう配慮する。

(2) 練習計画等の作成

実施校は、練習計画を作成し、児童生徒が在籍する双方の校長の承認を得る。当該計画を変更する必要がある場合は、その都度、実施校双方で調整を図り、校長の承認を得たうえで変更する。

(3) 参加児童生徒の活動等

- ① 参加する児童生徒は、自校及び相手校の部活動運営方針に従って活動する。
- ② 実施校の部長(または連絡責任者)は、相互に緊密に連絡を取り合い、十分な連携を図る。

5 大会参加

(1) 学校教育活動の大会(小・中学校体育連盟が主催または共催する大会)

小・中学校体育連盟の大会参加基準による。

(2) 学校教育活動外の大会(中学校のみ)

それぞれの大会要項等による。

6 事故等への対応

合同運動部の実施に伴う事故等については、次により行う。

(1) 移動中の事故については、当該児童生徒の所属校が事故への対応を行う。

(2) 活動中の事故については、双方の実施校が協力して事故への対応を行う。

(3) 児童生徒の上記事故に係る事故報告については、当該児童生徒の所属校が作成し、教育委員会に提出する。なお、「事故報告書」の作成に際しては、双方の実施校が協力してこれを行う。

(4) 日本スポーツ振興センター災害共済給付手続きは、当該児童生徒の所属校が行う。

附 則 この実施要項は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 平成 21 年 4 月 1 日一部改正。

(様式1)

平成 年 月 日

健康教育課長 様

(A校) 熊本市立 学校
校 長 印

(B校) 熊本市立 学校
校 長 印

合同運動部実施届

下記のとおり実施しますので、お届けします。

記

1 部 名 _____ 部

2 部長名 (A校) _____
(連絡責任者)
(B校) _____

3 部 員 数

校名	(A校) 学校		(B校) 学校		合 計
	男 子	女 子	男 子	女 子	
年					
年					
年					
合計					

(参考例)

練習計画

1 部 名 _____ 部

2 学校名

(A校) 熊本市立 _____ 学校
校長名 (_____)、部長名 (_____)

(B校) 熊本市立 _____ 学校
校長名 (_____)、部長名 (_____)

3 活動計画

(_____ 月)

活動日	活動予定時間	合同の有無	活動日	活動予定時間	合同の有無
(例) 1 日 (金)	16 : 30 ~18 : 30	× (自校で練習)	1 7 日 ()	: ~ :	
(例) 2 日 (土)	10 : 00 ~13 : 00	○ (B校で練習)	1 8 日 ()	: ~ :	
3 日 ()	: ~ :		1 9 日 ()	: ~ :	
4 日 ()	: ~ :		2 0 日 ()	: ~ :	
5 日 ()	: ~ :		2 1 日 ()	: ~ :	
6 日 ()	: ~ :		2 2 日 ()	: ~ :	
7 日 ()	: ~ :		2 3 日 ()	: ~ :	
8 日 ()	: ~ :		2 4 日 ()	: ~ :	
9 日 ()	: ~ :		2 5 日 ()	: ~ :	
1 0 日 ()	: ~ :		2 6 日 ()	: ~ :	
1 1 日 ()	: ~ :		2 7 日 ()	: ~ :	
1 2 日 ()	: ~ :		2 8 日 ()	: ~ :	
1 3 日 ()	: ~ :		2 9 日 ()	: ~ :	
1 4 日 ()	: ~ :		3 0 日 ()	: ~ :	
1 5 日 ()	: ~ :		3 0 日 ()	: ~ :	
1 6 日 ()	: ~ :		3 1 日 ()	: ~ :	

[資 料]

1 運動部活動の位置付けについて

[中学校学習指導要領 第1章 総則より抜粋]

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 (3)

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

[小学校学習指導要領解説 体育編 第4章より抜粋]

3 体育・健康に関する指導 《クラブ活動、運動部の活動》

クラブ活動、運動部の活動は、スポーツ等に共通の興味や関心をもつ同好の児童によって行われる活動であり、体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりするなどの成果が期待される。

このうち、クラブ活動は、学校において適切な授業時数を充てるものとしており、学校や地域の実態等を考慮しつつ、児童の興味・関心をふまえて計画的に実施することが大切である。

また、運動部の活動は、主として放課後を活用し、特に希望する児童によって行われるものであるが、児童の能力や適性などを考慮し、教師などの適切な指導の下に、自発的、自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

[平成19年3月 熊本県教育委員会運動部活動の手引きより抜粋]

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌に明確に位置付ける必要がある。

[平成19年3月 熊本県教育委員会運動部活動の手引きより抜粋]

運動部活動は、教育課程外の活動ですが、教育委員会や学校が必要と考えて実施する活動は、たとえば生徒指導、朝の読書活動、放課後の補習授業などと同様に、学校の教育活動であることに変わりはありません。運動部活動が学校の教育活動である以上、その指導は教職員の校務に位置付けられます。顧問の指導については、勤務時間内はもちろんですが、勤務時間外においても校長の許可を得た活動については校務となります。

発行	昭和 5 8 年	3 月
改訂	平成 元年	1 2 月
改訂	平成 5 年	1 月
改訂	平成 1 5 年	2 月
改訂	平成 2 1 年	4 月
改定	平成 2 9 年	3 月